

【Ⅳ 通所型サービス】

＜サービス内容＞

- 問1 通所型サービスAの単価の欄には、事業対象者、要支援1は「月5回まで」、事業対象者、要支援2は「月10回まで」と記載されているが、事業対象者の利用回数は、現時点で決まっていないのか。
- 問2 介護予防通所介護相当サービスの利用者と通所サービスA・Cの利用者を、同じ送迎車で送迎してもよいか。
- 問3 介護予防通所介護相当サービスの利用者と通所型サービスAの利用者が、同じタイミングで同じ浴室で入浴してもよいか。

新

問4 通所型サービスAにおいて入浴サービスを実施する場合、水道光熱費等を実費負担させることは可能か。

問5 通所型サービスAについて、集団レク、入浴、リハビリ、食事等、何が必須になるのか。

問6 通所型サービスCにおいて、口腔機能向上プログラム、栄養改善プログラムは、包括単位であると思われるが、関わる頻度はどの程度を想定しているのか。

問7 要支援の方が事業対象者になった場合、同一建物内でサービスを受けていた方は、そのサービスは受けられなくなるのか。

＜基準＞

問8 新しい総合事業と介護保険サービスを一体として、実施することは可能か。可能な場合は、定員・人員配置等、細かい規定を知りたい。

改

問9 介護予防通所介護相当サービス提供時間について、1回3時間以上となっているが、現時点で1回3時間以内でサービスを提供しているのは問題ないのか。今後は、サービス提供時間を変更する必要があるのか。また、通所型サービスAはどうか。

問10 通所型サービスAの利用定員は、介護予防通所介護相当サービスの利用定員に含まれるのか。

改

問 11 通所型サービスAについて、申請方法や面積要件、人員配置はどうなるのか。
従事者とは誰を指すのか。

問 12 通所型サービスAについて、緩和した基準によるサービスは、介護保険の通所介護、
介護予防通所介護相当サービスと同一建物、同じ時間帯で提供は可能か。
また、建物が異なっていたら可能か？

問 13 曜日だけを午前午後等に分けて通所型サービスAにし、他の曜日を通所介護にする等
は可能か。
通所介護のフロアとは別で受け入れないといけないのか。

問 14 通所型サービスBについて、介護保険事業者が事業所の近隣で介護予防教室を開いた
場合でも該当するのか。

問 15 通所型サービスCにおける従事者及び専門職は、他の事業所と兼務可能か。

問 16 通所型サービスCの専門職とは、誰を示すものか。
実施プログラムの運動器、栄養、口腔機能に関して、選択できる形なのか、それとも、
全てを行うようになり、専門職も全て（機能訓練、栄養士等）配置しないとイケない
のか。

問 17 通所型サービスCでは、栄養改善プログラム、口腔機能向上プログラム、運動器機能
向上プログラムが1時間30分の中に含まれると考えてよいか。

問 18 通所型サービスCにおいて、現行の通所リハビリテーションを提供している時間帯に
おいて、提供場所は重なってもさしつかえはないか。

改

問 19 通所型サービスAの人員基準の資格要件を教えてください。
また、管理者1、従業者1となっているが、それ以外、例えば運転手、従業者はボラ
ンティアでもOKか。

問 20 通所型サービスAでは、事業者保険に入る必要はないのか。（今入っている保険が適用
になるのか）

改

問 21 通所型サービスAとCの送迎は必要か？

問 22 通所型サービスBは送迎できないのか。

問 23 通所型サービスCの個別サービス計画書の書式はどのようなものか。

問 24 厚生労働省の資料によると、通所型サービスAのサービス提供者はボランティアでもよいとあるが、ボランティアとは何の条件が必要なのか。

新

問 25 通所型サービスCで、実施方法は「事業者指定」となっているが、どのような手続きで指定されるのか。
また、どのような基準を満たせばよいのか。

問 26 通所型サービスCの設備として、②個別の相談が可能なこと③消火設備その他の非常災害に必要な設備とあるが、この②と③について具体的に必要なものは何か

問 27 通所型サービスCの人員の管理者、従業者、機能訓練指導員は兼務することができるか。

問 28 「通所介護（介護予防通所介護相当サービスを含む）」、「通所型サービスA」及び「通所型サービスC」について、部屋を共用して同時間帯に実施している場合、それぞれのグループを分けることなく合同でプログラムを実施する時間を設けて良いか。

問 29 「通所介護（介護予防通所介護相当サービスを含む）」、「通所型サービスA」及び「通所型サービスC」について、部屋を共用して同時間帯に実施している場合、従業者は、一つのサービスの従業者として配置されている時間帯に、他のサービスの業務を手伝う事ができるか。

<単価>

新

問 30 通所型サービスAの運動器機能向上加算の算定は、通所介護及び介護予防通所介護相当サービス（以下「通所介護等」という。）とは別に機能訓練指導員の配置が必要か。

新

問 31 通所介護と、介護予防通所介護相当サービス及び通所型サービスAを一体的に行う場合、サービス提供体制強化加算を算定する上で、職員の割合はどのように算出すればよいのか。

新

問 32 同一建物減算が適用され、単位数がマイナスになった場合の請求はどうなるのか。

問 33 通所型サービスAにおいて基本単価は「1回当たり」になっているが、加算については「1月当たり」になっているので、月に1回の利用でも1月の加算の算定でよいのか。

- 問34 通所型サービスAの減算について、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合×70%となっているが、通所型サービスAでは看護・介護職員はいないのではないのか。従事者のことか。
- 問35 運動器機能向上加算、栄養改善加算及び口腔機能向上加算を算定する場合、スタッフの資格要件等はあるのか。
また、どの程度の指導を行えば算定できるのか。
- 問36 通所型サービスCの算定期間の限度は6か月間までとされているが、入院や意欲減退等で利用を中断した場合、中断していた期間は除外するのか。
- 問37 介護予防通所介護相当サービス及び通所型サービスAの提供時間は1回当たり3時間以上とされており、通所型サービスCの提供時間は1回当たり1時間30分以上とされているが、利用者が体調不良や私用のため早く帰り、提供時間がそれぞれの最低時間数を下回った場合、費用を算定することはできるか。
- 問38 介護予防通所介護相当サービス、通所型サービスA及び通所型サービスCについては算定回数の限度が週1回（又は週2回）までとされているが、体調不良等で利用できず翌週に振り替えた結果、この算定回数の限度を超えた場合も算定できないのか。

新

問39 通所介護と、介護予防通所介護相当サービス及び通所型サービスAを一体的に行う場合、専従要件や加配職員を求めている加算の算定要件について、どのように考えればよいか。

新

問40 介護予防通所介護相当サービスで事業所評価加算をすでに算定していれば、通所型サービスAでもそのまま算定可能か。（令和2年2月21日追加項目）

<その他>

新

問41 通所系サービスにおいて、送迎サービスを実施する場合、バスストップ方式は認められるか。

問42 介護保険の認定申請中で、新しい保険証ができるまで期間がかかるケースがあるが、さかのぼって判定が出た場合、現在の通所介護に通っていても大丈夫なのか。

問43 警報など発令時は現状どおり、原則中止となり、振替日を設定しないとイケないのか。

問44 現在、介護相談会を実施しており、近隣住民を対象とした介護予防教室等を検討したいと思っているので、ぜひ、お声かけ頂きたい。

問 45 通所型サービスCを6か月利用した後、引き続き現行の継続教室のようなサービスが必要とされる場合はどうするのか。

改

問 46 通所介護事業所及び介護予防通所介護相当サービス事業所（以下「通所介護事業所等」という。）の生活相談員が、当該事業所と一体的に提供される通所型サービスA又は通所型サービスCの利用者のサービス担当者会議に出席した場合、その時間は通所介護事業所等における生活相談員としての勤務時間数に含めることができるか。

【 IV 通所型サービス 】

<サービス内容>

問 1 通所型サービスAの単価の欄には、事業対象者、要支援1は「月5回まで」、事業対象者、要支援2は「月10回まで」と記載されているが、事業対象者の利用回数は、現時点で決まっていないのか。

事業対象者の利用回数については、ケアマネジメントにより決めていくことになります。

問 2 介護予防通所介護相当サービスの利用者と通所サービスA・Cの利用者を、同じ送迎車で送迎してもよいか。

差し支えありません。

ただし、兼務辞令等により各サービスの職員としての身分を併せ持つ職員が行うとともに、当該職員は同じ送迎車に乗る各サービスの利用者の状態を把握している者であることが必要です。

問 3 介護予防通所介護相当サービスの利用者と通所型サービスAの利用者が、同じタイミングで同じ浴室で入浴してもよいか。

通所型サービスAは介護予防通所介護相当サービスと設備基準を一体的に判断するため、差し支えありません。

新

問 4 通所型サービスAにおいて入浴サービスを実施する場合、水道光熱費等を実費負担させることは可能か。

水道光熱費等は基本報酬の中に包括化されているため、実費徴収をすることは認められません。

問5 通所型サービスAについて、集団レク、入浴、リハビリ、食事等、何が必須になるのか。

通所型サービスAでは、日常生活上の支援及び機能訓練が必須となります。

問6 通所型サービスCにおいて、口腔機能向上プログラム、栄養改善プログラムは、包括単位であると思われるが、関わる頻度はどの程度を想定しているのか。

通所型サービスCの栄養改善加算、口腔機能向上加算は月額の見込報酬となります。これらに係る栄養改善サービス、口腔機能向上サービスの実施頻度は、それぞれ原則月2回としています。

問7 要支援の方が事業対象者になった場合、同一建物内でサービスを受けていた方は、そのサービスは受けられなくなるのか。

当該事業所が介護予防通所介護相当サービス、通所型サービスA又はCのいずれかの指定を受けている場合は、それらのサービスの利用が可能です。

<基準>

問8 新しい総合事業と介護保険サービスを一体として、実施することは可能か。可能な場合は、定員・人員配置等、細かい規定を知りたい。

次頁のとおりです。

総合事業と通所介護を同一の部屋で同時に行う場合の取扱い

	新しい総合事業			
	通所介護	介護予防通所介護相当サービス	通所型サービスA (緩和基準)	通所型サービスC (短期集中型)
同一の部屋での同時提供	これらのサービス間では可能(※1)			不可(※2)
食堂及び機能訓練室の必要面積	これらのサービスの同時最大定員×3㎡			他と区分する
提供にあたる職員区分(※3)	これらのサービス間では区分しない		他と区分する	他と区分する
常勤・非常勤の判断(※4)	これらのサービスの勤務時間数で判断		通所型サービスCの勤務時間数で判断	通所型サービスBの勤務時間数で判断
同一グループでのサービス提供	これらのサービス間では可能(※5)		他と区分する	他と区分する
利用定員(※6)	これらのサービス間では区分しない		他と区分する(※7)	他と区分する
定員超過による減算	これらのサービスの利用者数の合計で判断		通所型サービスAの利用者数で判断(※8)	
人員基準	これらのサービス間では区分しない(※9)		他と区分する(※10)	他と区分する(※10)
人員基準欠如による減算	これらのサービスで必要な従業者(勤務時間)の合計で判断			

- (※1) ただし、通所型サービスCを他のサービスと同一の部屋で同時提供する場合、可動式パーテーション等で仕切る必要がある。
- (※2) この費の他のサービスと重複しない別の時間帯に実施するか、別の部屋で実施する必要がある。
- (※3) 提供にあたる職員を区分しない…(例)高松太郎さんの勤務時間:「通所介護」「介護予防通所介護相当サービス」「通所型サービスA」を同時に提供する介護職員(従事者)として9:00-14:00の勤務。提供にあたる職員を区分する…(例)高松太郎さんの勤務時間:「通所介護」「介護予防通所介護相当サービス」を同時に提供する介護職員として9:00-12:00、「通所型サービスC」の従事者として12:00-14:00の勤務。
- (※4) (常勤の勤務時間数が週40時間の場合)
例①:「通所介護」「介護予防通所介護相当サービス」「通所型サービスA」の職員として週40時間勤務→いずれのサービスにおいても常勤となる。
例②:「通所介護」「介護予防通所介護相当サービス」「通所型サービスA」の職員として週30時間勤務、「通所型サービスC」の職員として週10時間勤務→いずれのサービスにおいても非常勤となる。
- (※5) 「通所介護」の各加算に係るサービス及び「介護予防通所介護相当サービス」「通所型サービスA」の選択的サービスについては、原則、別グループで提供する必要がある。
- (※6) 定員を区分しない…(例)「通所介護」「介護予防通所介護相当サービス」「通所型サービスA」を合わせて30名。
定員を区分する…(例)「通所介護」「介護予防通所介護相当サービス」を合わせて10名、別に「通所型サービスA」で10名、別に「通所型サービスC」で10名。
- (※7) ただし、「通所介護」「介護予防通所介護相当サービス」「通所型サービスA」の利用者数の合計に対して通所介護の人員基準を満たすことを条件に、「通所介護」「介護予防通所介護相当サービス」「通所型サービスA」の定員を区分せずに設定することが可能。なお、この取り扱いを希望する場合、運営規程の利用定員について、一体的に設定する記載に変更し、介護保険課に変更届を提出する必要がある。
- (※8) (※7)に該当する場合は、「通所介護」「介護予防通所介護相当サービス」「通所型サービスA」の利用者数の合計で判断。
- (※9) これらのサービスは勤務形態一覧表を一体的に作成する。
(※7)に該当する場合は、「通所介護」「介護予防通所介護相当サービス」「通所型サービスA」の利用者数の合計に対して通所介護の人員基準を満たす必要がある。
(※7)に該当しない場合は、「通所介護」「介護予防通所介護相当サービス」の利用者数に対する通所介護の人員基準による必要数と「通所型サービスA」の利用者数に対する通所型サービスAの人員基準による必要数を合計した人員配置が必要。
- (※10) 勤務形態一覧表を他のサービスと分けて作成しなければならない。

改

問9 介護予防通所介護相当サービス提供時間について、1回3時間以上となっているが、現時点で1回3時間以内でサービスを提供しているのは問題ないのか。今後は、サービス提供時間を変更する必要があるのか。また、通所型サービスAはどうか。

(旧) 介護予防通所介護のサービス提供時間は原則3時間以上としており、総合事業における介護予防通所介護相当サービス及び通所型サービスAも同様です。

御質問の件につきましては、やむを得ない理由で3時間未満のサービス提供となる利用者も想定されることから、個別に介護保険課に相談してください。

問10 通所型サービスAの利用定員は、介護予防通所介護相当サービスの利用定員に含まれるのか。

通所型サービスAは、介護予防通所介護相当サービスとは別に利用定員を設定する必要があります。

なお、同一の事業所において通所型サービスAと介護予防通所介護相当サービスを一体的に運営する場合にあっては、一定の要件を満たした上で、両サービスの定員を一体的に設定することができます。

改

問 11 通所型サービスAについて、申請方法や面積要件、人員配置はどうなるのか。従事者とは誰を指すのか。

通所型サービスAの指定申請の手続きについては、高松市のホームページの下記ページを御参照ください。

http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kurashi/nenkin/kaigohoken/service_jigyosha/sogojigyosha.html

面積要件は（食堂及び）機能訓練室の面積が利用定員×3㎡以上必要です。

人員配置は、利用者15人までは従事者1人、利用者が15人を超えて1人増すごとに従事者0.1名（通所型サービスAの事業と通所介護又は介護予防通所介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は0.2名）の配置が必要です。

従事者とは当該通所型サービスA事業所で利用者に対して日常生活上の支援や機能訓練のサービスを直接提供する職員であり、経験・資格等の要件は設けていません。

問 12 通所型サービスAについて、緩和した基準によるサービスは、通所介護、介護予防通所介護相当サービスと同一建物、同じ時間帯で提供は可能か。
また、建物が異なっていたら可能か？

通所型サービスAは通所介護及び介護予防通所介護相当サービスと設備基準を一体的に判断するため、これらのサービスと同一場所で同時間帯に提供することが可能です。

問 13 曜日だけを午前午後等に分けて通所型サービスAにし、他の曜日を通所介護にする等は可能か。
通所介護のフロアとは別で受け入れないといけないのか。

可能です。

御質問のケースにおいて、別フロアとする必要はありません。

問 14 通所型サービスBについて、介護保険事業者が事業所の近隣で介護予防教室を開いた場合でも該当するのか。

通所型サービスBにつきましては、各地域コミュニティ単位で設置予定の地域住民等で構成する「地域福祉ネットワーク会議」で地域課題等を検討する中で、サービス提供に向けた仕組みづくりを行っています。

このため、今後、「地域福祉ネットワーク会議」から介護保険事業者へ、通所型サービスBの運営等に関する協力依頼をすることが想定されますことから、その際は、御協力をお願いいたします。

問 15 通所型サービスCにおける従事者及び専門職は、他の事業所と兼務可能か。

通所型サービスCは、従事する職員を他の事業所と区分する必要があるため、通所型サービスCの従事者又は専門職として配置されている時間帯に他の事業所の職員として勤務する事はできません。

問 16 通所型サービスCの専門職とは、誰を示すものか。

実施プログラムの運動器、栄養、口腔機能に関して、選択できる形なのか、それとも、全てを行うようになり、専門職も全て（機能訓練、栄養士等）配置しないとイケないのか。

通所型サービスCを提供する事業所は機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あんまマッサージ師）又は健康運動指導士を1名以上配置する必要があります。

機能訓練指導員又は健康運動指導士の職務は事前・事後アセスメント及び個別サービス計画の作成であり、提供日ごとの配置や提供時間帯を通じた配置までは必要ありませんが、当該職務に必要な時間数の配置を行う必要があります。

これに加え、栄養改善加算を算定する場合は、管理栄養士1名以上の配置が必要であり、口腔機能向上加算を算定する場合は、歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士、看護師、准看護師のうちいずれか1名以上の配置が必要となります。

栄養改善加算、口腔機能向上加算とも専門職種の提供日ごとの配置や提供時間帯を通じた配置までは必要ありませんが、それぞれ口腔機能改善管理指導計画、栄養ケア計画の作成等

の職務に必要な時間数の配置を行う必要があります。

問 17 通所型サービスCでは、栄養改善プログラム、口腔機能向上プログラム、運動器機能向上プログラムが1時間30分の中に含まれると考えてよいか。

含まれます。

なお、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスについて、一日に両方を実施することはできません。

問 18 通所型サービスCにおいて、現行の通所リハビリテーションを提供している時間帯において、提供場所は重なっても差し支えはないか。

通所型サービスCは「通所介護、介護予防通所介護相当サービス及び通所型サービスA」以外の事業と同じ場所で同時に実施することができないため、提供時間帯を重複しないように設定するか、時間帯が重複する場合は別の部屋で実施する必要があります。

改

問 19 通所型サービスAの人員基準の資格要件を教えてください。
また、管理者1、従業者1となっているが、それ以外、例えば運転手、従業者はボランティアでもOKか。

通所型サービスAの管理者及び従事者に資格要件はありません。ただし、**運動器機能向上加算**、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算を算定する場合はそれぞれに対応する有資格者（旧）介護予防通所介護と同様）の配置が必要です。

また、管理者、従事者又は送迎時の運転手としてボランティアを配置することはできません。ボランティアが実施できる業務は、レクリエーション時のピアノ演奏や調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさないものに限られます。

問 20 通所型サービスAでは、事業者保険に入る必要はないのか。(今入っている保険が適用になるのか)

通所介護及び介護予防通所介護相当サービスと同様、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため損害賠償保険に加入する必要があります。

現在加入している損害賠償保険が通所型サービスAにも適用されるかについては、個々の契約内容により異なるため契約先の保険会社に御確認ください。

改

問 21 通所型サービスAとCの送迎は必要か？

送迎の実施は必須ではなく、事業所の任意となります。

なお、令和元年10月より、送迎を実施していない場合における送迎減算はなくなっております。

問 22 通所型サービスBは送迎できないのか。

一律に認められないものではありませんが、送迎の有無により利用料に差を設ける場合や、別途、送迎に要する費用をいただく場合は、道路運送法上の許可が必要となりますので、御注意ください。

問 23 通所型サービスCの個別サービス計画書の書式はどのようなものか。

様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えありません。内容は前掲【Ⅱ 訪問型サービス・通所型サービス 共通】問3を参照してください。

問 24 厚生労働省の資料によると、通所型サービスAのサービス提供者はボランティアでもよいとあるが、ボランティアとは何の条件が必要なのか。

厚生労働省が「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」において示しているボランティアの取扱いはあくまで例であり、高松市の通所型サービスAにおいては現行の通所介護及び介護予防通所介護相当サービスにおける取扱いを準用し、ボランティアが実施できる業務は、レクリエーション時のピアノ演奏や調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさないものに限られることとしています（従って、人員基準上の従事者に含める事ができません）。

これらの業務にあたるボランティアに特段の条件はありません。

改

問 25 通所型サービスCで、実施方法は「事業者指定」となっているが、どのような手続きで指定されるのか。
また、どのような基準を満たせばよいのか。

通所型サービスCの指定申請の手続き及び指定基準については、高松市のホームページの下記ページを御参照ください。

http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kurashi/nenkin/kaigohoken/service_jigyosha/sogojigyosha.html

問 26 通所型サービスCの設備として、②個別の相談が可能なこと③消火設備その他の非常災害に必要な設備とあるが、この②と③について具体的に必要なものは何か。

②について、設備面で具体的な要件はありません。

③については、消防関係法令における基準を満たしていれば良いこととし、指定申請の際に消防検査済証等により、これを確認します。

問 27 通所型サービスCの人員の管理者、従業者、機能訓練指導員は兼務することができるか。

同じ従業者が管理者、従事者及び機能訓練指導員のうち複数の職務に従事する事は可能ですが、それぞれの職務に従事する時間帯を区分する必要があります。

機能訓練指導員として配置されている時間帯は人員基準上の従事者の人数（勤務時間数）に含める事ができますが、管理者として配置されている時間帯は含めることができません。

問 28 「通所介護（介護予防通所介護相当サービスを含む）」、「通所型サービスA」及び「通所型サービスC」について、部屋を共用して同時時間帯に実施している場合、それぞれのグループを分けることなく合同でプログラムを実施する時間を設けて良いか。

「通所型サービスC」については、他のサービスとの間を可動式パーティション等で仕切り、プログラムを明確に区分して実施する必要があるため、合同でプログラムを行うことはできません。

「通所介護（介護予防通所介護相当サービスを含む）」と「通所型サービスA」については、サービスの提供に支障が無い範囲で、合同でプログラムを実施することができます。

問 29 「通所介護（介護予防通所介護相当サービスを含む）」、「通所型サービスA」及び「通所型サービスC」について、部屋を共用して同時時間帯に実施している場合、従業者は、一つのサービスの従業者として配置されている時間帯に、他のサービスの業務を手伝う事ができるか。

「通所型サービスC」については、他のサービスと従業者を明確に区分して実施する必要があるため、「通所型サービスC」の従業者として配置されている時間帯に他のサービスの業務を行うことはできず、また、他のサービスの従業者として配置されている時間帯に通所型サービスCの業務を行うことはできません（利用者の体調急変等の緊急時を除く）。

「通所介護（介護予防通所介護相当サービスを含む）」と「通所型サービスA」の間では、サービス提供に支障が無い範囲で、相互の業務を行うことができます。

<単価>

新

問 30 通所型サービスAの運動器機能向上加算の算定は、通所介護及び介護予防通所介護相当サービス（以下「通所介護等」という。）とは別に機能訓練指導員の配置が必要か。

通所介護等と通所型サービスAを同一の部屋で同時にサービス提供している場合は、職員の区分は不要となりますので、通所介護等に機能訓練指導員の配置があれば、必要ありません。

なお、通所介護等と通所型サービスAを別の部屋又は別の時間帯に実施する場合は、当該通所型サービスAに従事する機能訓練指導員の配置が必要となります。

新

問 31 通所介護と、介護予防通所介護相当サービス及び通所型サービスAを一体的に行う場合、サービス提供体制強化加算を算定する上で、職員の割合はどのように算出すればよいのか。

サービス提供体制強化加算の算定に当たっては、常勤換算方法により介護福祉士が50%以上配置されること等が要件とされており、通所介護と介護予防通所介護相当サービス及び通所型サービスAを一体的に行う場合、

- ・通所型サービスAの職員は含めず※、
- ・介護予防通所介護相当サービスの職員は含めて、

職員の割合を算出します。

※通所型サービスAの職員については、通所型サービスAの実績の利用者数に対して、通所型サービスAの人員基準上必要な時間数を算出し、当該加算の計算より差し引いてください。その際の通所型サービスAの職員の設定については、他の加算の要件となっている職員を除いた上で、職種を問わず、任意で設定していただいて差支えありません。

新

問 32 同一建物減算が適用され、単位数がマイナスになった場合の請求はどうなるのか。

減算によりマイナスが生じる場合は、0単位で請求することになります。

問 33 通所型サービスAにおいて基本単価は「1回当たり」になっているが、加算については「1月当たり」になっているので、月に1回の利用でも1月の加算の算定でよいか。

他の算定要件を満たすのであれば、月1回の利用でも算定は可能です。

問 34 通所型サービスAの減算について、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合×70%となっているが、通所型サービスAでは看護・介護職員はいないのではないかと。従事者のことか。

御指摘のとおり、通所型サービスAにおいては「看護・介護職員」ではなく「従事者」の員数が基準に満たない場合に減算となります。

問 35 運動器機能向上加算、栄養改善加算及び口腔機能向上加算を算定する場合、スタッフの資格要件等はあるのか。
また、どの程度の指導を行えば算定できるのか。

【介護予防通所介護相当サービスについて】

(旧) 介護予防通所介護と同様です。

【通所型サービスAについて】

(旧) 介護予防通所介護と同様です。

【通所型サービスCについて】

従業者の資格要件は、口腔機能向上加算の資格要件として歯科医師も可とするほかは(旧)介護予防通所介護と同様です。

算定要件は(旧)介護予防通所介護と基本的に同様ですが、両加算に係る栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスの実施頻度をそれぞれ原則月2回とするほか、口腔機能向上サービスを専門職種以外でも実施できることとしています。

問 36 通所型サービスCの算定期間の限度は6か月間までとされているが、入院や意欲減退等で利用を中断した場合、中断していた期間は除外するのか。

暦月（1日から月末日まで）で一度も利用しなかった場合に限り、その月を除外します。

問 37 介護予防通所介護相当サービス及び通所型サービスAの提供時間は1回当たり3時間以上とされており、通所型サービスCの提供時間は1回当たり1時間30分以上とされているが、利用者が体調不良や私用のため早く帰り、提供時間がそれぞれの最低時間数を下回った場合、費用を算定することはできるか。

利用者側の事情により提供時間が短縮した場合は、事業所が何らかのサービス（到着時の健康状態の確認を含む）を実施していれば、最低時間数に達していない場合も算定できます。この取扱いをする場合は、その旨を重要事項説明書に記載し、事前に利用申込者の同意を得てください。

なお、介護予防通所介護相当サービス及び通所型サービスA計画（作成しない場合は文書で利用者に説明するサービス提供予定時間）又は通所型サービスC計画上の提供時間は、介護予防通所介護相当サービス及び通所型サービスAにおいては3時間以上、通所型サービスCにおいては1時間30分以上とする必要があります。

問 38 介護予防通所介護相当サービス、通所型サービスA及び通所型サービスCについては算定回数の限度が週1回（又は週2回）までとされているが、体調不良等で利用できず翌週に振り替えた結果、この算定回数の限度を超えた場合も算定できないのか。

算定できません。

新

問 39 通所介護と、介護予防通所介護相当サービス及び通所型サービスAを一体的に行う場合、専従要件や加配職員を求めている加算の算定要件について、どのように考えればよいか。

算定要件として、専従の職員配置を求めている加算である「中重度ケア体制加算」、「個別機能訓練加算（Ⅰ）（Ⅱ）」と「認知症加算」については、人員基準の取扱いと同様、通所介護の職員が通所介護と一体的に提供される介護予防通所介護相当サービス及び通所型サービスAのサービスに従事したとしても、当該職員は専従要件を通所介護で満たしているものとして取扱うこととします。

※個別機能訓練加算（Ⅰ）の算定においては、「常勤」の機能訓練指導員がサービス提供時間帯を通じて専従することが要件ですが、常勤要件についても、それぞれのサービス提供に支障が出ない範囲で同様の取扱いとします。

また、算定要件として職員の加配を求めている加算である「中重度ケア体制加算」と「認知症加算」については、認知症高齢者や重度要介護者に在宅生活の継続に資するサービスを提供している事業所を評価する加算であることから、通所型サービスAの職員の勤務時間は、加配職員として常勤換算員数を算出する際の勤務時間数に含めることはできません。

新

問40 介護予防通所介護相当サービスで事業所評価加算をすでに算定していれば、通所型サービスAでもそのまま算定可能か。（令和2年2月21日追加項目）

令和元年10月から令和3年3月末までの当該加算の時限措置期間においては、各年度の指定介護予防通所介護相当サービス事業所における当該加算の算定基準が適合である事業所に限り、併設する指定通所型サービスA事業所についても同年度の当該加算の算定を可能とします。

<その他>

新

問41 通所系サービスにおいて、送迎サービスを実施する場合、バスストップ方式は認められるか。

送迎を実施する場合は、通所介護と同様に居宅まで迎えに行くことが原則であるため、バスストップ方式は認められません。ただし、道路が狭隘で居宅まで送迎者が入ることができ

ない場合など、地理的要因等からやむを得ないと考えられる場合については、利用者それぞれに出迎え方を予め定めるなどの適切な方法を行うことで、居宅以外の地点までの送迎も可能です。

問 42 介護保険の認定申請中で、新しい保険証ができるまで期間がかかるケースがあるが、遡って判定が出た場合、現在の通所介護に通っていても大丈夫なのか。

介護予防通所介護相当サービスは、(旧)介護予防通所介護と同じ取り扱いとなります。

したがって、通所介護の利用者(要介護)に、遡って要支援の認定が出た場合、当該事業所が介護予防通所介護相当サービスの指定を受けているのであれば、遡って介護予防通所介護相当サービスを利用したものと取り扱って構いません。

なお、新しい総合事業の通所型サービスの利用者(要支援又は事業対象者)に、遡って要介護の認定が出た場合については、遡って要介護者として取り扱うか、遡らない取り扱いとするか、任意に選択できます。

問 43 警報など発令時は現状どおり、原則中止となり、振替日を設定しないとイケないのか。

警報発令時の対応について一律の基準は設けないため、中止するかどうかは各事業所の判断となります。

なお、中止とした場合は原則、振替日を設定してください。

問 44 現在、介護相談会を実施しており、近隣住民を対象とした介護予防教室等を検討したいと思っているので、ぜひ、お声かけ頂きたい。

高松市では、現在、居場所づくり事業として、市内全域で300か所を目標に、概ね徒歩圏内に1か所を目安として、介護予防、健康増進、地域のボランティア活動などを行う居場所の開設をすすめています。

また、通所型サービスBにつきましては、問14の回答のとおりですので、いずれかで御協力いただけたらありがたいと存じます。

問 45 通所型サービスCを6か月利用した後、引き続き現行の継続教室のようなサービスが必要とされる場合はどうするのか。

原則として、通所型サービスCの短期集中予防サービスという目的のため、6か月利用した後については、御自宅や地域で、御自身で介護予防に取り組んでいただくことを想定しております。ただし、通所型サービスCの利用終了後6か月以上が経過し、かつ介護予防ケアマネジメントにおいてアセスメントを行い、自立支援のために必要と認められる場合は、再度、通所型サービスCを利用することが可能です。

また、通所型サービスCを利用した後、介護予防ケアマネジメントにおいてアセスメントを行い、自立支援のために通所型サービスC以外のサービス（介護予防通所介護相当サービス、通所型サービスA等）が、必要と認められる場合は、引き続いてこれらのサービス（通所型サービスC以外のサービス）を利用することができます。

改 問 46 通所介護事業所及び介護予防通所介護相当サービス事業所（以下「通所介護事業所等」という。）の生活相談員が、当該事業所と一体的に提供される通所型サービスA又は通所型サービスCの利用者のサービス担当者会議に出席した場合、その時間は通所介護事業所等における生活相談員としての勤務時間数に含めることができるか。

通所介護等の生活相談員が通所型サービスA及び通所型サービスCのサービス担当者会議に出席した場合の勤務時間数の考え方としては、以下のとおりです。

〈通所型サービスAについて〉

- ・ 通所介護等と同一の部屋で同時に行う場合は、提供にあたる職員の区分は不要となるため、通所介護等の勤務時間数に含められる。
- ・ 通所介護等と別の部屋若しくは別の時間帯に行う場合は、提供にあたる職員の区分が必要となるため、通所介護等の勤務時間数に含められない。

〈通所型サービスCについて〉

- ・ 提供にあたる職員の区分が必要となるため、通所介護等の勤務時間数に含められない。